

# 卷頭エッセイ

## 弁護士の先生方、裁判のIT化の進度に拘わらず、依頼者のために、おおいに弁じることを続けてください



一般財団法人民事法務協会顧問 新堂 幸司

民事裁判の「IT化」は、IT化されつつある我々の社会生活の実態の変化に即した大きな（国家的）改革に、民事裁判手続も参加するという目的をもった動きである。そのこと自体は、日々社会のIT化を実体験している市民一般にとっても好ましい。ただ、そうはいっても、弁護士に対する依頼者の気持ちには、とくにかわりはない。

つまり、依頼者が弁護士に求めるのは、相手方との紛争に巻き込まれた、今のこのやりきれない私の気持ちを、ぜひ理解してもらいたいし、どんな解決策があるのか、あるとすればその紛争処理の方向性を、自分とともに一緒に考えてもらいたい。そうした相談に親身になって乗ってもらいたいというものである。ところが、このような、たいへん親切でかつ有能な弁護士にめぐりあえるかどうかは、誰も保証できないのが普通であろう。ま、運次第だとしか言えない。保証する規定としては、弁護士法1条から2条があるが、それだけである。

要するに、弁護士は、基本的人権を擁護することを使命とすること、この使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない（弁護士法1条）。そして、常に、深い教養の保持と高い品性の陶冶（とうや）に努め、法令及び法律事務に精通しなければならない（弁護士法2条）と規定されて

いるだけである。たいへん立派な規定ではあるが、依頼者との関係については、何らの規定はなく、「教養の保持と品性の陶冶」と答えるのみである。これらの規定からすれば、親切で有能な——その程度の差はこの際置くとして——そのような弁護士に出会えるのは、まぐれであると判断せざるをえない。そうだとすれば、弁護士の資格を取るための条件の中に、教養と品性をいやでも高める方法で教え込まなければならぬ趣旨の規定を取り付ける必要があろう。そうでなければ、依頼者としては、安心できないことになる。

さてさて、そんな立派な教育法なんてあるのかどうか。社会的・政治的問題として、考え続けなければならないところであろうが、法曹一元論なども、もう一度、真剣に考えてみる価値はないだろうか。また、外国の実例やその歴史を問い合わせ、日本においてもその実現の可能性を考えてみると、それを明日の課題としては、いかがか。

裁判のIT化の進度に拘わらず、弁護士が依頼者のために、相手方、裁判官と「対等に」弁論できるように、依頼者の弁論能力を十分に補佐しうるように実力を持つこと、これが弁護士たる職業人の見せ所と、ハッスルすることを、続けてもらいたいところである。